

「規制改革ホットライン」規制改革要望
[2015年10月]

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
1	基準料率適合審査結果の金融庁告示の保険会社事務所等での備置縦覧義務の撤廃	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員保険会社において、基準料率の適合性審査期間経過に関する(金融庁)告示があった場合の告示内容の備置・縦覧義務を撤廃(削除)する。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員保険会社は、右記根拠法令に基づき、基準料率の適合性審査期間経過に関する(金融庁)告示があった場合は、告示内容を会員保険会社の「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所に備え置き、利害関係人の縦覧に供しなければならない」。 ・本規定は、保険業法の全部改正(平成7年法律第105号)に伴い、平成7年法律第106号にて新設された。当時は、官報、大蔵省(当時)、損害保険料率算定会(当時)および自動車保険料率算定会(当時)のホームページを閲覧するという行為が一般的ではなかったため、利害関係人に情報伝達を行う手段として置かれたものの、現在は官報、損害保険料率算出機構のホームページにて当該告示の内容を開示しており、情報伝達は充足できているものとする。 ・本規定の撤廃に伴い、利害関係人から各会員会社へ縦覧要請があった際は、上記ホームページまたは官報を案内することを想定している。 	損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第7項 (および同法第7条の2の14第9号)	金融庁
2	各市区町村の保育所入所にかかる各種証明書の統一化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)について、市区町村毎に提出が求められているフォームについて以下事項の統一、または市区町村共通の汎用フォームの提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要記入項目(入所要件) ・項目定義(一例:就労証明書の場合、「勤務時間」の定義が、通常の所定労働時間か、短時間勤務利用者の場合は短時間勤務時間か等、定義・注意事項が市区町村ごとに異なる) <p>【提案理由】</p> <p>保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっている。そのため、証明書の記入・発行にあたり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行う必要があり、企業側に多大なロードがかかっている。今後、育児をしながら仕事をする人がさらに増加すると見込まれ、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、保育所整備と共に各市区町村でフォームを統一化することで、利用者のスムーズな入所手続き・企業側のロード削減に繋がると考える。</p>	各市区町村の保育所条例および施行規則 (に基づく運用)	総務省 (厚生労働省)
3	確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定することを要望する。 ・企業型・個人型ともに拠出限度額を更に引き上げることを要望する。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。 ・多くの企業で、昇格や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等に比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金制度の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とするべきであるとする。(確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等に上乗せして前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている現状もある。) 	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
4	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃することを要望する。</p> <p>【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃すべきであると考えます。</p>	確定拠出年金法第3条第3項第7号の2、第4条第1項第3号の2	厚生労働省
5	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	<p>【提案の具体的内容】 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望する。</p> <p>【提案理由】 ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。また、公的年金の受給開始年齢も65歳である。 ・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とすべきであると考えます。</p>	確定拠出年金法第62条	厚生労働省
6	退職一時金(課税後)の個人型確定拠出年金への移換	<p>【提案の具体的内容】 退職一時金(課税後)を個人型確定拠出年金へ移換することを可能とすることを要望する。</p> <p>【提案理由】 ・現状、退職一時金制度しかなかった者は、退職一時金を将来の年金に積み立てたくとも、個人型に持ち込むことができない。そのため、退職一時金(課税後)を移換できないことは、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・退職一時金の移換を可能とすることで、加入者の運用資産が増加するだけでなく、手数料負担も軽減されるため、個人型確定拠出年金制度の普及を促進する一助になると考える。</p>	— (確定拠出年金法)	厚生労働省
7	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	<p>【提案の具体的内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な「認可」を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和する。</p> <p>【提案理由】 ・保険会社の常務に従事する取締役等は、内閣総理大臣の「認可」を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされている。 ・現行の兼職規制の趣旨は、保険会社にとって不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念についても問題がないと思われる。また、業務の親和性も高いことからグループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。以上の理由から、同一グループ内の保険持株会社・保険会社間で常務に従事する取締役等を兼務する場合には「認可」の必要性が薄いと考えられるため、手続きを不要としていただくか、手続きを不要とできない場合は「届出」に緩和していただきたい。 ・許認可手続の短縮化につながり、事業者の負担軽減になるとともに、行政効率の向上にも資することが期待できる。</p>	保険業法第8条	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
8	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	<p>【提案の具体的内容】 収入依存先を、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。</p> <p>【提案理由】 ・経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。 ・保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。</p> <p>本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.67)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。</p>	保険業法第106条第7項、平成14年金融庁告示第38号第2条第1項第1号等	金融庁
9	保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。</p> <p>【提案理由】 ・移転する保険契約の規模に関係なく、移転先全社における株主総会等の特別決議が必要とされている。 ・現行規制では、移転先全社における株主総会等の特別決議にて承認されるまで移転手続きを開始することができず、契約移転の仕方の多様性や機動性を阻害されることが懸念される。また、簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。以上の理由から、移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議の不要化を要望する。 ・保険事業からの撤退や破たんによる保有契約への対応が必要となるケースにおいて、株主総会等の決議を待つことなく円滑な手続きが可能となり、機動的な企業再編を確保することができるものと考えられる。</p>	保険業法第136条第1項	金融庁
10	保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式の統一化	<p>【提案の具体的内容】 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。 (例えば、子会社に係る保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35,36,38,39と持株会社の別紙様式19-22 など)</p> <p>【提案理由】 保険業法においては、保険持株会社と保険会社に各種届出義務が課せられているが、両者の同一の子会社に係る届出事項において、同様な届出を各々提出しているものがある。これらは、ほぼ同一の届出であるものの、届出様式に微妙な差異がある。 これらの届出の実務においては、保険持株会社とその子会社である保険会社は適宜連携し同時並行で届出書の作成を行っていることから、無用な混乱を防ぐため、また効率化の観点から可能な限り届出様式の統一化を要望したい。</p>	保険業法監督指針別紙様式 (保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35,36,38,39と持株会社の別紙様式19-22 など)	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
11	銀行等他の法律に規律ある者等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【提案内容】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行や保険会社等、他の法律に貸付業務につき規定がある者への債権譲渡を除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 貸金業法24条2項は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権の譲受人に対しても、貸金業者と同様の厳格な規制(例えば、債務者から弁済を受ける都度、受取金額と受取年月日を帳簿に記載し、これを契約に定められた最終の返済期日から10年間保存する義務(同法19条、同法施行規則16条、同17条)など)を課している。そのため、例えば保険会社は、通常は貸金業法上の規制は及ばない(同法2条1項2号、同条2項、保険業法97条2項、同法施行規則47条5号)にもかかわらず、貸金業者から貸付けに係る債権を譲り受けた場合には、貸金業法の規制が及ぶことになる。しかし、①銀行や保険会社等は、銀行法や保険業法の規定に基づき貸付業務を実施しており、金融庁による検査・監督の下、契約内容に関する顧客説明等も実施している。このように他の法律によって貸付業務について規律されている者に対して貸金業法の規制が重複して適用されることは過剰である。また、②債権者が同じ銀行や保険会社であるにも関わらず、譲り受けた一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者や保証人への説明も困難である。さらに、③規制改革により、銀行や保険会社が、その子会社たる貸金業者の貸付債権を譲り受けたりする等による、業態をまたいだ組織再編・業務提携や債権管理コスト削減の試みが促進されるという効果が見込まれる。</p>	貸金業法第24条第2項	金融庁
12	保険業法等の英訳最新化および施行規則の英訳	<p>【提案の具体的内容】 「日本法令外国語訳データベースシステム」における保険業法および施行令の英訳の最新化と、保険業法施行規則の英訳の掲載を要望したい。 なお、保険業法施行規則は分量が多いため、仮に部分訳を先行掲載するのであれば、子会社の認可・届出等に係る、施行規則第85条1項4号 4の2号 4の3号 6号 7の4号 7の5号 17号や、施行規則第210条の14第2項5号 6号などを優先すべきと考える。</p> <p>【提案理由】 保険会社では、現地保険会社のM&Aなどによる海外事業の拡大を行っている。海外M&Aにおいては、現地子会社のローカルスタッフが本邦保険業法と、これに基づく各種規制等を十分に理解することが必要になる。 また、金融庁の官民RT国際作業部会にてアジア諸国への金融インフラ整備支援を積極的に進めていくべく、情報交換がなされているが、アジアを中心とした他国の保険協会等から損保協会に、日本の保険規制の内容や法令について照会を受けることがある。 政府においては、経済のグローバル化を踏まえて本邦法令の英訳化に取り組まれており、暫定版の段階から「日本法令外国語訳データベースシステム」などに各種法令の英訳が掲載されている。 しかしながら、保険業法に係る法令については、約5年前時点での保険業法と保険業法施行令の英訳掲載に留まり、海外の子会社と認識の共有が必要である保険業法施行規則の英訳が未掲載である。</p>	なし	法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
13	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件（資産額・加入期間の制限など）の更なる緩和 ・中途引出しを可能とする措置 <p>をすることを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給開始年齢までは長期間となるにも係わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。（現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。） ・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出し要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考える。 	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省
14	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考え。 	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
15	「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とし、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。</p> <p>これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっている。 ・同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。 ・決議および届出が一括で可能となることや、事業場が変更となる場合の同意取付が不要となることにより、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが大幅に簡素化され、導入企業の増加が期待される。 	労働基準法第38条の4第1項	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
16	「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化	<p>【提案の具体的内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本手続について廃止する、または本社一括の報告を可とする。</p> <p>【提案理由】 ・企画業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。 ・企画業務型裁量労働制の導入は労使委員会の決議に基づく必要があり、その運営についても労使で不断にチェックが行われている。従って、所轄労働基準監督署長への定期報告は廃止し、労使自治に委ねたとしても、健康及び福祉を確保するための措置の実効性は担保されないと考える。 また、定期報告が必要であるとしても、報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的であり、本社一括の報告を可能とすべきと考える。 ・制度趣旨を損なわずにロードの削減が実現でき、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p> <p>※今国会に提出されている「労働基準法等の一部を改正する法律案」において、定期報告の廃止が盛り込まれているが、現時点で法案が成立していないことから要望するもの。</p>	労働基準法第38条の4第4項	厚生労働省
17	「賃金構造基本統計調査」のデータ収集方法	<p>【提案の具体的内容】 「賃金構造基本統計調査」に関して、現在は各労働基準監督署から各事業所に対して行われているが、これを人事機能を有する組織（もしくは本社の人事部）に対する調査に変更する。</p> <p>【提案理由】 ・「賃金構造基本統計調査」は、各労基署から各事業所に対して依頼する形式で行われている。 ・各事業所では、人事に関するデータを保有していないため、依頼書を本社や人事機能を有する部署に回送する必要があり、手間・時間的ロス・紛失リスクを抱えている。 ・労基署が人事機能を有する部署と直接やりとりすることにより、スムーズなデータ収集が可能となる。</p>	統計法、及び「賃金構造基本統計調査規則」第10条	厚生労働省
18	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	<p>【提案の具体的内容】 自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化を要望する。</p> <p>【提案理由】 現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。 既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化されている。米国では部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていればVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本においては、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心に普及が進んだが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2014年の自工会の調査では、国内向けに生産された181車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると165車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2014年に国内向けに生産された自動車約438万台のうちイモビライザ装着車は359万台であり、普及率は約82%に留まる。</p>	道路運送車両法保安基準第11条の2第3項	国土交通省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
19	自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスの統合	<p>【提案の具体的内容】 自動車検査登録情報サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスを統合する等、利便性の向上からも同一機関での提供を要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、自動車の「登録情報」は、登録車は自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)、軽自動車は軽自動車検査情報提供システムサービスにより電子情報を取得することが可能である。 ・電子情報の取得に必要な情報(登録番号(車両番号)+車台番号等)だけでは登録車か軽自動車かの判別ができないケースが存在するため、本サービスを利用する場合には、両方のサービスにそれぞれ照会する必要があり効率的ではない。これについて、軽自動車検査協会の各地方事務所における検査情報と国土交通省の登録情報の一元管理および同一機関による提供が実現されれば、大きく利便性が向上するため要望するもの。 <p>また、両方のサービス利用時間も軽自動車検査情報提供サービスは土曜日が使用できない等異なっており、利便性向上の観点から、サービス利用時間について、17:00以降の拡大、軽自動車検査情報提供サービスの土曜日対象化を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的なサービス利用を実現でき、企業としても新たなビジネスモデルを構築できる。 	道路運送車両法施行規則	国土交通省
20	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>【提案の具体的内容】 会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の代表者の住所は、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載される。 ・登記簿への住所記載の理由は、登記の真実性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。また、会社代表者といえども個人情報保護の観点は重要と考える。 ・本件は、「商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度であり(商業登記法第1条参照)、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事柄については、全て会社の登記事項証明書の記載事項として公示しなければならない。」として対応不可との回答をいただいているが、実体法の規定が隘路となるのであれば、実体法の規定を所与とすることなく、会社法の見直しを含めて検討していただきたい。 	会社法第911条第3項第14号 商業登記規則第30条第1項	法務省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
21	電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知の義務付けおよび通知書フォーマットの統一化	<p>【提案の具体的内容】 企業に対する住民税額の決定通知・変更通知について、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一する。</p> <p>【提案理由】 地方税法の改正により、企業側が提出する給与支払報告書は、電子データによる提出が義務化され、eLTAXも各市町村に導入されるに至った。それに伴い、eLTAXを利用して電子データで報告を行った場合には、各市町村へデータが振り分けられることとなり、報告書の提出にかかるコストは一定削減された。他方、市町村から送付される「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」「給与所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」に関しては、市町村により対応がバラバラな状況にあり、書面によるものとデータによるものが混在しているうえ、フォーマットにもばらつきがある状況であって、まだ企業側にかなりの負荷がかかっている状況にある。特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定であるとのことであるが、市町村によって対応が異なることとなると、日本各地に展開している企業にとっては、負荷削減効果は引き続き限定的となる。住民税額の決定通知・変更通知の方法(書面・電子)やフォーマットが市町村ごとに異なると、管理が非効率であり、紙で送付された場合には企業でデータ化する際のインプットミスによる誤徴収も生じうる。したがって、少なくとも支払報告書の電子提出が義務づけられている企業に関する各種通知に関しては、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一すべきである。</p>	地方税法第317条の6、7、第321条の4、5 地方税法施行規則第2条、第10条	総務省 各地方自治体
22	盗難自動車の不正流通防止の対策強化	<p>【提案の具体的内容】 盗難自動車の不正流通を防止するため、以下の対策を行うべきと要望する。</p> <p>①使用済み自動車の無許可解体など各種法令違反を行うヤードを摘発するための都道府県の条例制定の支援並びに全国レベルで規制の実施を要望する。</p> <p>②使用済み自動車の不正輸出の防止に向けた効果的な審査・検査(例えば、部品の識別など)を実施することを要望する。</p> <p>③自動車本体の盗難対策の強化に加え、ナンバープレートのみを盗取する手口に対して、対策の強化を要望する。</p> <p>【提案理由】 自動車盗は単に財産的被害にとどまらず、窃取する際にそれを阻止しようとする自動車所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、さらには反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることなどから、窃取する行為そのものの禁止に加え、未然防止のための規制強化が必要である。なかでも、盗難自動車の流通を阻止する規制強化を行うことは、間接的ではあるが有効な対策と考える。</p> <p>①盗難された自動車は、違法なヤードで不正に解体され、部品として不正輸出されるケースがある。岐阜県、千葉県では新たに条例を制定し、当該条例を根拠に違法行為を行うヤードへ立ち入りを行い、違法ヤードの摘発に努めている。しかしながら、周囲の都道府県も同様の規制を行わなければ違法行為を行うヤードを根絶することが出来ない。</p> <p>②また、海外への不正輸出を水際で阻止する対策を併せて実施し、盗難自動車の販路を絶つことで、自動車盗難を未然に防止することが可能となる。</p> <p>③さらに、盗難されたナンバープレートは、転々流通し、二次犯罪に利用される可能性が極めて高く、特段の対策が必要である。</p>	-	警察庁 財務省 経済産業省 環境省

No	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
23	自動車盗難に使用可能なツールの所持等の制限を目的とした法令の制定	<p>【提案の具体的内容】 自動車盗難に使用可能なツールについて調査を行い、その結果を踏まえて、業務その他正当な理由による場合を除き、このようなツールの所持や知情販売することを規制するなどして、新たな手口による自動車盗の増加を防止することを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした条例は愛知県、茨城県で制定されているが、全国レベルでの規制はない。</p> <p>②自動車盗は財産犯であるが、窃取する際にそれを阻止しようとする所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることから、安心安全な国民生活を維持していくためには、他の財産犯と比して厳しく規制を行う必要がある。自動車盗難の認知件数は関係省庁、団体の努力により減少を続けているものの、2014年も年間1.6万台の自動車盗が発生している。また、近年、自動車の盗難防止装置の機能を無効化あるいは発揮させないなどの高度な機能を有した様々なツールが出回っており、インターネット上で購入できるケースもある。実際にこのようなツールを使ったと推認される自動車盗もあり、今後このような手口による自動車盗難が増加する恐れもあるため、このようなツールについて調査・研究を行い実態を把握した上で、所持や知情販売に対して規制するなど、新たな手口による自動車盗の増加の防止策の検討を行うべきである。なお、住宅侵入犯罪の対策として各地での条例制定がなされ、その後「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)により全国レベルでの規制に発展し、犯罪防止に成果を挙げた例もある。</p> <p>③類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難の発生を防止することにより、国民の財産のみならず、生命・身体の安全を確保するとともに、盗難車を使用する二次犯罪の防止、さらには、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができる。</p>	-	警察庁